

**令和6年度「誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業
（地域の核となる新たなスポーツ施設のあり方検討事業）」
公 募 要 領**

1 事業名

令和6年度「誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業（地域の核となる新たなスポーツ施設のあり方検討事業）」

2 事業の趣旨

地域の施設の老朽化、財政の制約、人口減・少子高齢化等の社会の変化に伴う住民ニーズの変化に応じ、スポーツ施設の計画的なストックマネジメントの下で、地域において誰もが気軽にスポーツに親しむことができる場の量的・質的な充実が、なお一層求められている。その中で、地域におけるスポーツ環境を確保、充実し、子どもから高齢者まで多様な人々がスポーツに親しみ、ウェルビーイングの実現につながるよう、新たな地域スポーツの拠点としての施設のあり方を具体化することが重要となる。

そこで、本事業において、住民の健康増進などの財務的評価のみで測れない社会的価値の可視化を行い、ケーススタディ等を通じて、地域の核となる新たなスポーツ施設のあり方を検討し、（仮称）地域アリーナ構想としてとりまとめることを目的とする。

3 成果物

以下を納品すること。

- ・業務委託報告書（A4 版縦） 1部
- ・（仮称）地域アリーナ構想 1部
- ・学校体育施設の有効活用 手引き（改定版） 1部
- ・上記、電子媒体（PDF 及び Word 等のオリジナルデータ） 一式

4 事業の内容

（1）（仮称）地域アリーナ構想（素案）の作成

地域の核となる新たなスポーツ施設のあり方を検討するため、既往研究や事例等の収集・整理を行い、スポーツ施設が持つ社会的価値（案）の定量化及び可視化を行う。本事業で対象とする施設は、社会体育施設及び学校体育施設を想定しているが、これらを含む場合はそれ以外の体育・スポーツ施設を対象としても構わないものとする。但し、スタジアム・アリーナ規模の施設^{※1}においては、別途事業で検討を進めていることから、それ以外の規模の施設かつスポーツを主に「する」施設を想定している。（スポーツを「みる」機能を排除するものではない）

また、スポーツ施設に求められる機能・要素等を具体化し、新しい地域スポーツの拠点としての施設のあり方（案）を具現化、及びそのイメージ図の作成を行うとともに、それを実現するために考えられる手法等を明確化する。

※1 スタジアム・アリーナ規模の施設は、数千人から数万人の観客を収容し、スポーツを観ることを主な目的とする施設のことをいう。

(2) 有識者検討会の開催・運営

(仮称)地域アリーナ構想をとりまとめるにあたり、6名程度の有識者で構成される検討会を立ち上げ、全4回程度開催・運営を行う。

このため、本検討会の運営にあたり、以下の業務を行う。

- ・ 検討会を構成する有識者の候補の提案・委嘱
- ・ 検討会開催にあたっての出席委員への日程調整や開催案内等の連絡業務
- ・ 会場や必要な備品の確保などの検討会開催準備業務
- ・ 委員への謝金及び旅費の支払い業務
- ・ 検討会資料、会議録の作成業務
- ・ 上記以外で検討会運営に当たって必要となる業務

(3) ケーススタディの実施

①対象地(施設)の選定

新たな地域スポーツの拠点としての施設のあり方(案)の検証を行うケーススタディ地域(施設)を選定する。選定にあたっては、検証体制等が整っている地域(施設)とし、地域性や施設規模等の比較検討ができるようにすること。社会体育施設及び学校体育施設について、それぞれ2施設以上を選定する(対象地とする地域数は問わない)。

また、選定の方法については、スポーツ庁と協議のうえ決定するが、企画提案者は効果的なケーススタディが実施できるよう提案を行うこと。

②ケーススタディの実施

選定した対象地(施設)において、新たな地域スポーツの拠点としての施設のあり方(案)のケーススタディを行い、その成果を精査・分析する。

ケーススタディの内容としては、以下の事項を想定するが、本事業の成果の最大化に資する場合はこの限りではない。

(例)

- ・ 地域における施設のあり方、位置づけの検討
 - ・ 社会的価値の具体化に向けた取組の検討(検討体制の構築も含む)
 - ・ 社会的価値の把握に資する調査
 - ・ 具体的な実証及び効果検証
 - ・ 事業手法^{※2}の検討
- など

※2 社会体育施設では、官民連携(PFI、PFS/SIB等)、複合化・集約化等、学校体育施設では、民間活力を活かした有効活用、複合化・集約化等について、必ず検討すること。

(4) とりまとめ

地方公共団体等に対して普及・啓発を図っていくため、(1)～(3)の成果を「(仮称)地域アリーナ構想(案)」としてとりまとめる。

また、学校体育施設に関する事項については、令和2年3月に策定した「学校体育施設の有効活用に関する手引き^{※3}(以下、「手引き」という)」に反映させ、手引きの改定版を作成する。改定作業にあたっては、令和2～5年度に実施した「学

校体育施設の有効活用推進事業^{※4}」で得ることができた知見等についても反映することとする。

なお、これらについては、委託事業完了後にスポーツ庁ホームページで公表する予定のため、読み手に配慮し、わかりやすい表現のものとすること。

※3 学校体育施設の有効活用に関する手引き

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/detail/1385575_00002.htm

※4 学校体育施設の有効活用推進事業

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/1380329_00001.htm

令和5年度のモデル事業については、「令和5年度 地域の身近なスポーツの場づくりに関するオンラインセミナー（第3回：令和6年2月16日）」での報告資料を参照 (https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/jsa_00007.html)

(5) シンポジウムによる普及・啓発

(4) でとりまとめた成果を広く地方公共団体等へ普及・啓発を図るため、シンポジウムを開催する。(企画、参加者募集、当日の運営等を含む)シンポジウムについては、「(仮称)地域アリーナ構想」、「学校体育施設の有効活用(手引きの改定)」に関するテーマをそれぞれ1回以上開催するものとする。

プログラムの内容等はスポーツ庁と協議のうえ決定するが、企画提案者は効果的な発信方法等に関する提案を行うこと。

(6) その他

本事業の推進にあたっては、定期的にスポーツ庁との打合せを行い、取組の進捗を共有する。(事業開始時、事業終了時の打合せは、必ず責任者(業務管理者)も同席すること。)打合せを行った場合は、その概要について打合せ記録簿を作成し、スポーツ庁に提出する。

5 委 託 先

本事業の委託先は、法人格を有する団体(以下「団体」という。)とする。

6 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

8 説明会の開催

令和6年6月26日(水) 16時30分 スポーツ庁

説明会参加にあたっては、事前登録が必須である。参加を希望する場合、以下の

宛先に電子メールにて、氏名、所属、役職、電話番号、メールアドレスを記載の上、申請すること。登録時に入力する個人情報、参加登録の確認のみに使用し、ほかの用途には使用しない。

なお、応募にあたり、本説明会への参加は任意である。

申込締切：令和6年6月25日（火）13：00時（必着）

事前登録宛先：stiiki@mext.go.jp

9 企画提案書等の提出方法等

(1) 提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問い合わせ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

スポーツ庁参事官（地域振興担当）付施設企画係

TEL：03-5253-4111（内線3773）

E-mail：stiiki@mext.go.jp

(2) 提出方法

①用紙サイズはA4版とし、下記（3）で示す仕様で提出すること。

②提出方法は、電子データを上記メールアドレスあてに送信する。

※送信メールの題名は【提出者名】+事業名、添付ファイル名は【提出者名】+事業名によること。

※企画提案書の電子データはPDF形式とし、9メガバイト以下のデータ容量とする。（9メガバイトを超える容量の場合は、メールを複数回に分割して、ファイルを送付すること）

※電子メール送信中の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

※メールにて提出後、「（1）問い合わせ先」に、電話でデータ受領確認をすること。

③その他

- ・企画提案書に関する事務連絡先（照会先）を明記すること。
- ・企画提案書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。

(3) 提出書類等

①企画提案書（別添（公）1）

②審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

③誓約書（別紙（公）3—6）

(4) 提出期限

令和6年7月10日（水）17：00時 必着

(5) その他

- ・企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書については返却しない。
- ・必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出等を求めることがある。
- ・期限に遅れた企画提案書は受理しない。また、期限後の資料の差し替え及び訂正は認めない。

10 事業規模（予算）及び採択数

事業規模：上限 26,000 千円

採択数：1 件

採択件数は、審査委員会が決定する。

契約期間：契約締結日から令和 7 年 3 月 26 日（水）

11 選定方法等

（1）選定方法

スポーツ庁参事官（地域振興担当）付技術審査委員会において、提出された企画提案書等にて書類審査を実施する。なお、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

（2）審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

（3）選定結果の通知

選定終了後、30 日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

12 誓約書の提出等

（1）本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書（別添（公）2）を提出しなければならない。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。

（2）前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

（3）前 2 項は、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人、国立研究開発法人及び放送大学学園には適用しない。

13 契約締結

選定の結果、契約予定者と委託事業実施計画書等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、委託事業実施計画書等の内容を勘案して決定するので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者と選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分に注意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

14 スケジュール

（1）公募開始：令和 6 年 6 月 17 日（月）

（2）公募締切：令和 6 年 7 月 10 日（水） 17：00

（3）審査：令和 6 年 7 月下旬頃

選定及び委託事業実施計画書の提出

：令和 6 年 7 月下旬頃～8 月上旬頃

(4) 委託決定、契約の締結：令和6年8月中旬～下旬頃

(5) 契約期間：契約締結日から令和7年3月26日（水）まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

15 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、事業委託要項、公募要領、スポーツ庁委託事業事務処理要領、委託契約書及び委託事業実施計画書、ほか別に定める規定等を遵守すること。
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- (3) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅延なく以下の書類を提出する必要があるので、事前に準備をしておくこと。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知しておくこと。

- ・ 委託事業実施計画書（委託事業経費内訳を含む。審査委員から意見が提示された場合には、その指摘事項を反映した事業計画書の再提出を求める。）
- ・ 再委託に係る事業委託経費内訳
- ・ 委託事業経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書等）
- ・ 別紙（銀行口座情報）